

## パリにおける教会非訟事項裁治権と司教代理判事制度の生成（13世紀はじめ）

岡崎, 敦  
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

<https://doi.org/10.15017/26235>

---

出版情報 : 史淵. 150, pp. 95-128, 2013-03-14. 九州大学大学院人文科学研究院  
バージョン :  
権利関係 :

九州大学大学院人文科学研究院  
『史淵』第150輯 抜刷  
2013年3月発行

パリにおける教会非訟事項裁治権と  
司教代理判事制度の生成（13世紀はじめ）

岡崎 敦

# パリにおける教会非訟事項裁治権と 司教代理判事制度の生成 (13世紀はじめ)

岡 崎 敦

## 序

非訟事項裁治権 *jurisdiction gracieuse* (以下、非訟裁治権) とは、係争以外の何らかの法行為を規制する法廷の権力であり、西欧中世史の領域では、特に公的裁判権 (裁治権) の名による告示文書発給による私的な法行為の公証が念頭に置かれる。広義では、公的権威者・機関のもとでの公証制度全般をも意味し、公証人制度とも機能の点で類似する<sup>(1)</sup>。

研究史上、非訟裁治権は、きわめて限定された観点から取り扱われてきたにすぎない。教会法制史において、とりわけ司教代理判事制度 *officialité* との関係で言及されるほか<sup>(2)</sup>、文書形式学では、関係の資料類型が「私文書」というカテゴリーのなかで叙述される。また、職権印章の典型としての裁治権印章 *sceau de jurisdiction* という点から、その出現と発展の歴史にも関心がもたれてきた。

しかしながら、私的な法行為の公証制度は、変容する歴史学研究にあって、以下のような観点から、とりわけ注目に値する問題のように思える。

第一は、公証制度の展開とその歴史的背景という問題自体に関わる。そもそもこの制度は、当事者、あるいは関係者間の合意の「外」に、契約の効力の保証を求める環境が存在することを示唆している。とりわけ13世紀以後には、私的な契約文書の量的増加や質的な変化、個人と公的権威の関係の変容などの状況を受けて、多様な公証制度が本格的に展開するとともに、同時代、同地域において複数の制度が共存することもありえた。この際、あらためて想起したいのが、1980年代半ばにフランスではじまり、その後ヨーロッパ財団の共同

研究として継続された、いわゆる「近代国家生成プロジェクト」である。このプロジェクトを一貫してリードしてきたジュネによると、ここでの「近代国家」とは、13-14世紀に生成し、17世紀頃に西欧に共通して確立した政治組織であり、国家と政治社会の一体化を特徴とするが、そこでは権力、地位、身分等の正統性や利害をめぐるせめぎ合いと対話、交渉が不断に行われた<sup>(3)</sup>。重要なのは、通常「近世」と呼ばれるこの時代を、国家の発展段階論のような目的論的思考から離れて、権力と社会編成の問題として捉えなおすことである。この際、「公」や「当局」のあり方自体を、抽象的な思想史の枠だけではなく、日常の実務の現場から見つめなおすことは、とりわけ興味深い課題ではないであろうか。私的な法行為の公的権威による公証という制度は、具体的な手続きを準備する側と、これを実際に利用する当事者、関係者との狭間に成立し、機能したが、そこには、文書形式や法術語にみられるローマ法の影響と新たな法理の形成、制度の官僚制化と彼ら専門職の養成、印章の普及による文書の価値の再編成、慣習法の自律的な世界と一般的な通用力を持つ領域支配との関係など、多様な問題が現れる。

第二には、非訟裁判権制度の運用研究は、私的な契約の保証制度の生成と機能の検討を通して、在地の社会史への糸口を与えてくれる可能性がある。たとえば、この制度を、誰が何のために利用していたのだろうか。また、制度が複数存在していたとき、どのような使い分けがあったのか。実際に対象となる法行為、物件、価値などはどのようなものであり、文書作成料とはどのような関係にあるのだろうか。最後に、この制度の通用に際しては、当局の役人のみならず、しばしば在地の有力者の介在がみられるが、そこでは、職の給与・請負から在地の権力編成・社会構造に至る、多様な問題が浮かび上がる。事実、近年、フランスで開催された二回の研究集会では、これらのテーマが集中して議論された<sup>(4)</sup>。

ところで、司教代理判事が歴史上重要なのは、これが非訟裁判権に早期に関与し、ここでの経験がとりわけ王権をはじめとする当局による公証文書発給に決定的な影響を及ぼしたことにある。私的な法行為の効力の確保については、

歴史を通じて非常に多様な形式が存在、機能してきたが、なかでも当局（法的効力を付与、あるいは保証する力を有するとみなされる権力主体）の名による公証文書の発給は、とりわけ北の地方を特徴づけるものとして、南の公証人制度と対照的な関係にある。この際、フランス王国における1270年代からのパリ・シャトレ文書<sup>(5)</sup>、1280年ごろのフィリップ3世王令を受けてのバイイ文書の制度<sup>(6)</sup>は、13世紀初めには形式を整えていた司教代理判事文書制度の直接の影響下に形成されたと考えられているのである。しかしながら、司教代理判事や非訟裁判権についての個別研究は多くなく、その生成過程は必ずしも明らかではない。たとえば、司教代理判事の最古の用例を誇るランスについては、13世紀はじめに、大司教、および二人の大助祭のもとに合計3名の代理判事が確認できること、彼らは12世紀後半における教皇から大司教への委任裁判の多発に対応するため設けられたもので、1170年ごろに初出することが検証されたほか、中世末期について、代理判事の出自や経歴に関する断片的特徴が拾い上げられている<sup>(7)</sup>。リエージュに関する研究では、大助祭の代理判事は、司教の制度の模倣ではなく、ほぼ同時に現れていることが議論の焦点となっている<sup>(8)</sup>。司教代理判事についてもっとも包括的な研究を行ったフルニエの名著では、12世紀末にローマ法の影響のもと、「代理」権限という観念が熟成した結果形成された制度とした上で、主として北フランスの例を総合しながら、司教代理判事裁判所の権限とスタッフの構成、そして司教代理判事文書の文書形式が論じられている<sup>(9)</sup>。

このような状況のなかで、研究の射程を一新させたのは、1991年に発表されたボーヴェ司教座に関するギョジャンの論文であった。13世紀初頭以前のフランス司教文書の刊行と比較研究を目指していた「司教文書グループ」共同研究において、自身担当していたボーヴェ司教文書の網羅的検討の成果の延長として、ギョジャンは、司教代理判事制度の形成と、代理判事文書形式の性格、およびその定着過程を、1200年をはさむ40年程の間に生じた具体的な歴史的過程として提示してみせたのである。彼によると、12世紀末のボーヴェ司教周辺には、officialis以外にもさまざまな呼称で呼ばれる司教権限の委任代

行者が多く存在した。彼らの存在は、しばしば王宮にいてボーヴェを留守にしていた司教フィリップ・ド・ドルーの行動と関連づけられるが、司教側近の小グループ自体は、さらに遡って、その前任司教時代にも確認できるという。当初、彼らの何人かはみずからの名前で文書を発給していたが、その数は少なく、また、低い価値しか認められていなかった。代理判事文書については、1195年から1205年頃に、その形式が、12世紀の叙述タイプから、当時の司教文書形式を特徴づける法術語を導入した刷新された形式に変化し、職権印章の使用の確立ともあいまって、1220年代を通じて、司教文書を質量ともに凌駕していくという<sup>(10)</sup>。

新しい非訟裁判文書形式を生み出したのは、通説に反して、司教代理判事ではなく司教文書であること、そこでは、12世紀を通じて進行していた、口頭所作儀礼と、ローマ法を背景とする規格化された文書化との間の緊張関係が清算されたこと、その最後を締めくくることが職権印章の確立であることが、説得的に論じられたわけである。政治史や社会史に属する論点を多数含むとはいえ、ギョジャンの主眼は文書論にあり、私自身、ギョジャンの議論を受けて、12世紀のパリ司教文書を対象に、告示文書形式の整備の過程、および司教による非訟裁判権で対象となった私的な法行為の性格や公証制度の具体相を検討したことがある<sup>(11)</sup>。本稿では、前稿の作業を受けて、対象とする時期を1220年まで拡大しながら、さらに、司教代理判事制度の形成と、その文書形式について論じることとしたい。

## 1. パリ司教座教会における非訟裁判文書

本稿で直接の検討対象とするのは、1196年から1220年までの、パリ司教座教会関係者、機関が発給者として名を連ねる非訟裁判文書、すなわち、第三者の法行為を告示する文書である<sup>(12)</sup>。この期間を通じて、非訟裁判権に属するとみなしうる文書を発給したのは、パリ司教、パリ司教座教会の大助祭、パリ司教座教会参事会員、そして司教あるいは大助祭の代理判事である<sup>(13)</sup>。他の司教座教会では、司教座教会参事会が非訟裁判文書を発給しているケース

があるが、パリでは確認できなかった。これは、12世紀においても同様であり、パリ司教座教会参事会は、一貫して、参事会に直接関係する事項についてのみ文書を発給していたことになる<sup>(14)</sup>。

表は、発給者と年代ごとに、文書数を整理したものである。司教の在位年を単位としてまとめたため、年代の上限は、司教ウードの治世が開始された1196年からとなっている。他方、下限は史料情報収集上の理由から1220年としたが、司教については、ピエール・ド・ヌムールが1219年に聖地に旅立ったため（そのまま、1220年にダミエッタで死去）、伝来する最後の文書（1218年）までを対象とした。大助祭文書には、たとえ他の人間との連名であっても、大助祭が発給者の一人として現れる文書をすべて含めている。参事会員文書の欄には、逆に、大助祭を除くその他のパリ司教座参事会員個人が、単独あるいは連名で発給した文書が記されている。最後に、ここでいう代理判事文書とは、officialisの肩書きを持つ者が、個人名の記載如何に関わらず、単独、あるいは連名で発給した文書を指し、このうち、特に発給者が「大助祭の代理判事 officialis archidiaconi」と特定されているものを大助祭代理判事文書として別に、代理判事文書の内数で提示した。

表 パリ教会関係者による非訟裁治権文書

	全文書数	非訟裁治権 文 書 数	1196-1207	1207-1220
司教文書	396	248	97	151
大助祭文書	68	39	9	30
参事会員文書	25	2	2	0
代理判事文書	62	42	10	32
大助祭代理判事文書	(9)	5	0	5)

この表から一見して明らかなのは、非訟裁治権文書全体における司教文書の圧倒的ともいえる重要性の持続である。司教文書全体に占める告示文書の割合も極めて多く（他の文書の内容の大半は、12世紀後半のそれと同じで、紛争調停である）、パリ司教文書は、少なくとも1220年ごろまでの時期を通じて、

自他ともに、まずは非訟裁判文書であったと考えざるをえない。これに対して、代理判事文書は、検討している時期の最後にようやく数を増やしているだけで、1220年ごろに至っても、同時期急激に増加した大助祭文書に、わずかに勝っているにすぎない。最後に、ごく少数であるが、大助祭代理判事文書が、司教ピエール期になってから確認される。史料伝来（オリジナル、コピーなどの伝来様式、史料を伝来させる受益者など）によるなんらかの偏向の可能性をア・プリオリに否定することはもちろん出来ないが、少なくとも調査された資料群からは、何らかの個別の偏りは検出されない（特定教会に伝来するものに限って、特定の特徴が現れるなど）。以下、発給者ごとに特徴をみていこう。

### 1) パリ司教

司教ウード Eudes de Sully は、シュリ領主ギョーム・ド・ブロワの息子で、兄弟アンリは、1193年にブルジュ大司教に選出されていた。前任のパリ司教モーリスの死後（1196年）、まず後任司教に選出されたのは、パリの聖歌隊長職にあった著名な神学者、教会法学者ピエールであったが、彼はこれを辞退し（その後、ランス大司教座教会参事会長に選任され、任地に赴く途中で病に倒れ死去した）、かわって再度の選挙で選ばれたのが、ブルジュの聖歌隊長であったウードである。経緯はつまびらかではないが、彼の家系が血統からフランス王家に繋がることから、フランス王権の意志があったことが想定される。彼の治世は、新しいカテドラル建設の続行、ポリフォニーを導入しての典礼改革など、前任司教モーリスの事業の継承によって特徴づけられる<sup>(15)</sup>。

ウード文書は、合わせて176通が知られるが、このうち、本稿が考察の対象とする非訟事項文書は、97通、すなわち、全体の約55%を占める。その他は、紛争調停、確認、譲渡、教会内規程、司教区行政（小教区教会や礼拝堂創設認可など）、ヴィディムスなど多様な内容にわたっており、逆にいえば、第三者の法行為の告示（さらには、教会法上、司教が一旦権利を回収した上での所有権移転）が突出した比重を占めているといつてよい。

ウードの発給した司教文書の形式は、全般的に、この時期に進行した文書全



般の変容を端的に反映しているといえる。第一に、文書の形態が、縦長から横長へと変わる。たとえば、1200年以前の時期に伝来するオリジナル文書全13通を見ると、1197～98年には、縦長5通、横長5通だが、1199～2000年には、すべて横長に変化しており、13世紀に入ると、縦長の文書は完全に例外的になる。第二に、書体がゴシック草書体へと変容する。12世紀に見られたような、本の書体、さらにはカロリング期以来の縦に引き延ばされた文書書体は、12世紀末から13世紀初めを通じて最終的に退場するのである。両者があいまって、文書の行数が減少するが、これらの特徴は、最終的には、文書形式自体の一般的規格化、簡素化へと収束していった。

文書の内層書式については、ワードの文書には、もはやインヴォカチオは存在しない。インティチュラチオは、*Dei gratia*を含む12世紀に完成した形式をそのまま維持するが、ノティフィカチオは、モーリス治世晩期に現れた *omnibus ad quos presens scriptum pervenerit, eternam in Domino salutem. Noverint universi quod*、あるいはこのヴァリエントが支配的となる<sup>(16)</sup>。非訟裁治権文書の本質は、法行為を3人称で記載するナラチオにあり、1人称の法行為を示すディスポジチオの役割をコロボラチオが果たしている。このうち、ナラチオ部分について、1196年の文書を採録すると、以下のとおりである。

*Petrus Marmerel et Ysabel uxor ejus, in presentia nostra constituti, quitaverunt amore Dei fratribus Domus Dei Parisiensis omnem censum quem habebant apud Caudam, ex donatione Hersendis, que fuit mater dicti Petri, et de hoc tenendo fidem in manu nostra dederunt. Preterea idem Petrus ante nos recognovit se vendidisse et in elemosinam dedisse dicte Domui Dei novem solidos census; quos cum dicti viri uxor contradiceret, sepedicte Domus fratres ei unum pellicium dederunt, et tunc elemosinam et venditionem voluit et laudavit et super hoc observando fidem dedit.*<sup>(17)</sup>

ここでは、*in presentia nostra constituti, fidem in manu nostra dederunt, ante nos recognovit*などの非訟裁治権文書の特徴づける典型的な用語がふんだんに用い

られ、全体としても、当事者、関係者の同意と誓約だけが述べられるという簡潔な形式がほぼ完成しているとみてよい<sup>(18)</sup>。

他方、司教ピエール Pierre de la Chapelle, de Nemours は、元サン＝マルタン・ド・トゥールの財務職 trésorier からパリ司教に選出されたが、彼を含めて、王の侍従ゴーチエ・ド・ヴィルベロンの3人の息子はいずれも、フランス王権のもっとも忠実な側近であった。ピエールは、1219年聖地に旅立ち、1220年ダミエッタで死去した<sup>(19)</sup>。

ピエールの文書は、全部で209通知られるが、非訟裁判権文書数は151通、実に72%に及ぶ。その他の文書の内容は、ワードと同様、紛争調停、確認、譲渡、司教区行政などだが、以前の時期と比較しても、非訟裁判権について、司教文書の役割はむしろ高まったという印象すら受ける。

司教ピエールの文書は、全般に、横長の小さなサイズの獣皮紙にゴシック草書体で書かれており、行数も20を超えることは極めて稀である。内層的特徴としては、インヴォカチオはごく例外を除いては消滅し、インティチュラチオやノティフィカチオは以前の時期の形式を維持する。告示内容が記載されるナラチオについては、1211年の文書を引用しよう。

Hugo de Montealerici, cognominatus Miles, in nostra constitutus presencia dedit, pro anime sue remedio et salute, in puram et perptuam elemosinam, domui leprosorum Parisius, decem et octo denarios de capitali censu, videlicet sex denarios in domo quam tenet Henricus li Borgonus sita in Marecra media et duodecim denarios in duabus domibus quas Ambrosius Pelliparius et frater ejus tenent in Macecra media. Concessit etiam fide data se hanc elemosinam servaturum et in perpetuum defensurum.<sup>(20)</sup>

in nostra constitutus presencia、fide dataに代表される非訟裁判権文書の特徴づける用語の使用が続く他、全体としてさらに形式の簡素化、規格化が進んでい

るとの印象を受ける。

以上のように、13世紀はじめのパリ司教座教会の非訟裁判権において、司教文書は退潮するところから、かえってその重要性の比重が増していると判断される。この状況は、どのように説明されるのだろうか。1197年のワード文書は、ピエール・マルメレルおよびその妻イザベルが、パリ施療院へ、9ソリドゥス8デナリウスのサンス収入を、20リブラで売却したことを告示しているが、両当事者が誓約しあったことが記されたのち、以下のような言及がある。

前述の夫妻は、このサンス収入を封として持つ騎士ギョーム・マルメレルもその他の者も、共同保証人としてたてることができないと言ったが、前述の施療院士たちにとっては、売却が維持され保証されるために、ピエールとイザベルが、余（＝司教）の手のもとに誓約を行うだけで十分であった<sup>(21)</sup>。

ここでは、ギョジャンが指摘した重要な変化、すなわち、12世紀以前に一般的であった関係者の保証にかえて、司教のもとでの法行為、なにより司教の手のもとでの誓約が優越することが、さりげなく、しかしながら明確に表現されている。

## 2) 大助祭

大助祭 archidiaque とは、本来司教座教会における司教の業務担当補佐役であったが、遅くとも11世紀以降は、司教区を分割する独自の管轄領域（大助祭区）を有する、司教座教会内の有力役職者であり、ときに司教ともその権限をめぐって紛争をおこした。12世紀以降においても、みずから大助祭区においては（パリ司教区は3つの大助祭区）、巡察をはじめとする大半の司教権限を行使していたと考えられ、相当数の文書が伝来している。そのなかには、第三者の法行為を告示する文書があることはもちろん、他者の文書に大助祭印章を付加している事例もみられる<sup>(22)</sup>。本稿が対象とする時期においても、大

助祭文書は、ごく少数の司教区行政に関わるものを除けば、大半が紛争調停、あるいは第三者の法行為の告示文書であり、とりわけ1220年の日付を持つ告示文書だけで10通を数える。1220年の文書はすべて大助祭エチエンヌの発給になるが（1通のみ、発給者の欄が欠落して確認できず）、その他の時期については、オスマン、モーリス、エルメリック、ギョーム、アルベリック、アダム、アルノーと、同時期複数の大助祭が重なりながら文書を発給しており、大助祭、大助祭区ごとの極端な偏りは感じられない。エチエンヌの文書数の多さについては、検討時期の拡大を含めて今後の課題であるが、ここでは、大助祭による非訟裁判権の持続的な維持について、とりあえず確認しておきたい。

大助祭文書は、文書形式としても、ほぼ司教文書と同じ展開を辿っており、13世紀初めには、横長の小さめの用紙に草書体で書かれるという、同時代の新形式の特徴を示しているが、告示文書においては、非訟裁判権に特有な法術語が散りばめられた文言が確認される。1203年の文書を例に挙げよう。

G. Parisiensis archidiaconus,

Omnibus ad quos littere iste pervenerint in Domino salutem. Noverint universi quod Robertus Andegavensis, constitutus in nostra presentia recognovit Ermenjardem, quondam uxorem suam, de consensu ipsius, pro remedio anime sue, ecclesie Sancti Lazari et fratribus ibidem Domino servientibus in elemosinam perpetuam contulisse medietatem duarum domorum...

In cujus rei testimonium et perpetuam firmitatem presentem paginam notari fecimus et sigillo nostro muniri. Herveus prior et fratres etiam memorate domus sigillum suum fecerunt apponi.

Actum Domini anno Mo CCo tercio. <sup>(23)</sup>

この文書で興味深いのは、コロボラチオでも言及されているように、この文書には、大助祭とサン＝ラザール・レプラ院の2つの印章がぶら下げられていたこと（大助祭印章のみ現存）、さらに、同年まったく同文の文書が、司教に

よっても発給されていることである<sup>(24)</sup>。

他方、この時期の大助祭文書について注目すべきは、29通において、他の人間との連名で発給されていることである。連名の相手は、大助祭、パリ司教座教会参事会員、さらにはパリ内外の他の教会のメンバーが含まれている。このうち、紛争調停については、教皇からの指名を受けた委任裁判であることが大きく寄与しているが、かりに告示される法行為の前提になんらかの紛争とその調停を想定するなら、連名文書の多さはこれを反映しているのかもしれない<sup>(25)</sup>。

### 3) パリ司教座教会参事会員

司教座教会参事会とは、カロリング期の教会改革によって制度化された司教座教会内の聖職者集団で、当初は、司教を長にいただく「生活の共同体」という性格が強かったと考えられる。他方、遅くとも12世紀以降は、固有の財産、諸権利を有し、みずから選出した役職者によって管理される自治組織として現れ、司教とは制度的には独立するが、少なくともパリについては、12世紀後半には、そのメンバーの何人かは司教側近のなかに現れる<sup>(26)</sup>。

パリ司教座参事会自体については、参事会長および参事会を発給者として持ち、固有の形式を有する文書が、1100年の初出以来相当数伝来している<sup>(27)</sup>。しかしながら、その内容は、参事会の組織としての業務や権利関係に関わるものが大半である。第三者の行為を告示する文書は、1178年のノティティアを初出として、1220年まで計17通伝来するが、そのすべては、参事会、あるいは参事会員自身、あるいはその関係機関等が当事者として関わっており、参事会の非訟裁判権の行使とは厳密には認め難い。これに対して、先に検討した大助祭との連名文書を除けば、参事会員個人の名前で発給された告示文書が2通伝来している。

最初の文書は1200年の日付をもつ文書で、発給者は、ベルナール・ド・ヴァンセンヌおよびパリ参事会員アダムの二人である。前者には *frater* の形容がついているが、詳細は不明である。この文書は、ある俗人によるサン＝ラザール・レプラ院への権利放棄を告示するもので、伝来するオリジナルには、発給

者二人の個人印章が現在も残っている<sup>(28)</sup>。ノティフィカチオー以下は、以下のような文言である。

Notum facimus tam futuris quam presentibus quod Symon de Fontaneto miles et uxor eius, audita carta Ludovici quondam regis Francorum que testimonium perhibebat quod terra quam habebat ecclesia Sancti Lazari Parisiensis apud Fontanetum de elemosina Henrici militis et leprosi libera erat ab omni consuetudine et executione, pro remedio animarum suarum et antecessorum suorum in perpetuum quittaverunt quicquid juris in predicta terra dicebant se habere, et recognoverunt coram nobis quod injuste habuerunt quicquid in ea antea perceperunt. Quod ut ratum et inconcussum permaneat, sigillorum nostrorum auctoritate duximus roborandum.

使用されている書式は、同時期すでに司教文書に一般化しつつあった新しい簡潔なそれではなく、むしろ12世紀以前に遡る伝統的なもので、さらに、ここには、非訟裁判権を特徴づける法術語があまり使用されていない。

二通目も1200年6月の文書だが、ここでは、パリ参事会員の二人の兄弟が、その親族の聖職者による法行為を告示している。ところが、この文書では、アドレスでの挨拶書式の使用、コロボラチオ文言、日付書式などの諸点で、むしろ新様式を採用しており、本文においても、*fide prestita*など、部分的に同時期の司教告示文書の特徴がかいまみられる<sup>(29)</sup>。

以上のように、参事会員個人による告示文書の発給は、きわめて例外的で、また時期的にも初期に偏っているといえる。しかしながら、参事会員による非訟裁判権への関与については、別の観点からの検討が必要である。

ここで思い起こす必要があるのは、非訟裁判権に関する司教権限の委任である。この問題については、12世紀を対象にすでに別稿で検討したことがあるが<sup>(30)</sup>、ここではさらに13世紀初めまで対象を拡げてみよう。

この問題に関する情報の初出は、1143年から54年の間の司教チボー文書で、そこでは、主席司祭ニコラが、法行為者の譲渡を受け入れ、これを「司教の代

理でvice nostra」修道院へ所有権移転していた<sup>(31)</sup>。1182年には、法行為はエピネで行われたが、それはパリ司教座教会参事会員ジョフロワの面前であり、彼はこの法行為を受け入れるために、パリ司教から司教代理として派遣されていたのだった<sup>(32)</sup>。1187年に司教の代理を務めたのは、エソヌヌの司祭アンドレであった<sup>(33)</sup>。1189年には、モントルイユの主席司祭ベルニエが、司教によって派遣され、誓約を受け入れている<sup>(34)</sup>。1194年にも、モワシの主席司祭の手に誓約が行われている<sup>(35)</sup>。1195年には、パリ司教座参事会員ニコラおよびモワシのメール、ユエグの面前で法行為が行われたが、彼らは司教から代理として派遣されていた。また、同文書の別の個所では、モワシの主席司祭アルヌールが同じく司教から派遣されたと記載されている<sup>(36)</sup>。同年の別の司教文書では、「パリでは司教の面前で、リュエルでは司教から代理として派遣された主席司祭エルヴェの面前でなされた」とある<sup>(37)</sup>。1196年に、司教からサン＝クルーへ派遣され、その前で法行為がなされたのは、司教座教会の照明担当役職者リシャルであった<sup>(38)</sup>。

史料がしばらく沈黙した後、重要な言及が行なわれるのは1209年の司教文書においてである。この文書で告示される法行為は、大助祭エチエンヌ、および司教の代理判事officialis、マギステル・アルノーの面前で行われ、アルノーは法行為者の誓約の受入れを司教に報告したというのである<sup>(39)</sup>。翌1210年には、しかしながら再度、主席司祭が司教代理として法行為に立ち会っている様子が伺われる<sup>(40)</sup>。ヴィルブルーの主席司祭バルテルミは、誓約の受入れを、司教に報告しているのである。1211年に司教代理を務めているのは、パリ司教座教会の聖歌隊長であるギヨームである<sup>(41)</sup>。1213年には役職他の形容のないマギステル・トマなる人物が、司教からの指示で、法行為に立ち会っている<sup>(42)</sup>。同年再び、司教代理判事、マギステル・アルノーが法行為に立会い、誓約を受け入れている<sup>(43)</sup>。1214年には、法行為を受け入れた者として挙げられているのは二人の大助祭である<sup>(44)</sup>。最後に、1218年には、司教によって特に委任されたのは、司教の礼拝堂司祭ドルーとシェヴィリの司祭アルベールであった<sup>(45)</sup>。

以上のような断片的な情報からかいま見られることは<sup>(46)</sup>、パリ司教は、13

世紀はじめにあっても、12世紀から引き続いて、パリを拠点とする司教側近や、司教区の各地に点在する首席司祭たちを、非訟裁判権行使に際して、司教代理として指名し、司教権限を代行させていたらしいということ、そして、そのなかには、パリ司教座参事会員（大助祭を含む）が含まれるということである。この態勢は、少なくとも1220年ごろまではよく機能していたと感じられ、その文脈の中に司教代理判事 *officialis* が他の者と特に区別されることなく、司教側近<sup>(47)</sup>として登場することをここで確認しておきたい。

#### 4) 俗人領主

代理判事の検討に移る前に、俗人領主の告示行為について触れておきたい。第三者の法行為を告示する文書は、司教座教会メンバーの独占ではない。在地の教会人や都市パリの参事会教会のほか<sup>(48)</sup>、相当数の俗人領主文書が確認される。このなかには、明らかに、あるいはおそらく封関係を前提とする確認が多く存在するが、他方で、少なくとも文言上は、純粋な第三者の法行為の告示で、さらに *in presentia mea constitutus* など、非訟裁判権文書の特徴づける文言を共有するものもある。このような例は、確認される限りでも、20例ほどあり、俗人文書の史料調査の拡大によって、さらに増える可能性もある。いくつか具体例を検討してみよう。

1185年の文書で、ギイ・ド・ガルランドは、ラウールによるグルネイ修道院へのデキマの寄進を告示しているが、この法行為は「私の面前で *in presentia mea*」行われたという<sup>(49)</sup>。1197年、サン＝カンタン女伯アリエノールは、バルテルミ・ド・レルニとサン＝マルタン＝デ＝シャン修道院との間の紛争を調停し (*in presentia nostra terminate*)、俗人の権利放棄を告示しているが、これは、同年、ソワソン司教による確認を受けている<sup>(50)</sup>。1206年のギイ・ダノーの文書では、ギョーム・ショレが、その妻とともに、サン＝マルタン＝デ＝シャン修道院が、ギヨンのヴィラの半分において裁判権を持つことを「余の面前で承認した *in presentia nostra constitute recognoverunt*」ことが告げられている<sup>(51)</sup>。1212年には、王の3人のパイイが、アヴェリーヌ、およびその息子の行為を告



示しているが、彼らは、「王宮において、我らの面前で承認した *in curia domini regis, in presencia nostra constituti, coram nobis, recognoverunt*」という<sup>(52)</sup>。

王権による非訟裁治権制度の整備については、1230年ごろからパリのシャトレ裁判所で試みられ、1280年ごろからイル＝ド＝フランス地方を中心として普及していくが<sup>(53)</sup>、これに先立って、フィリップ・オーギュスト期にも特殊な王印璽を利用しての適用の事例がある<sup>(54)</sup>。また、俗人領主による非訟裁治権行使は、従来研究史ではほとんど取り上げられてこなかったが、少なくとも、教会や王権による制度の完成以前においては、多様な努力の一環として掘り起こすに値するとも思える。とりわけ、複数の制度が同一地域で競合している際、相互関係に着目した検討を行う価値があるが、本稿では史料的にこれ以上議論を進めることができない。最後に、本稿の史料調査の限りでは、都市当局、都市民を主体とする非訟裁治権の行使の事例は確認されなかった。

## 2. 代理判事と代理判事文書

司教および大助祭の代理判事 *officialis* について、概説、あるいは数少ない先行研究は、12世紀末のランスにおける初出以降、代理判事制度が急速に普及し、13世紀には、非訟裁治権文書のもっとも重要な発給者となったと論じてきた。しかしながら、パリにおける史料調査からは、やや意外な結果が導きだされる。

第一に、ランスやリエージュにおいては、司教のそれとほぼ同時期に現れた大助祭の代理判事の文書は、告示と紛争調停（3通）を合わせたすべての用例でも、パリでは、1219年以降にしか確認できない。大助祭を特定できるのは、1例がジョフロワ、2例がエチエンヌであるが、ここでも、大助祭エチエンヌの特異性が感じられる。大助祭代理判事文書の形式は、同時期の司教文書、とりわけ告示文書形式と同様であるが、注目すべきは、コロボラチオ欄で、大助祭法廷の印章 *sigillum curie archidiaconi* が予告されていることである。残念ながら、印章刻印自体は、この時期一点も伝来しない<sup>(55)</sup>。

しかしながら、より注目に値するのは、司教文書の圧倒的存在と比較しての、司教代理判事文書の相対的少なさである。確かに司教ピエール期以降、司教代

理判事による告示文書数自体は3倍に増えているが、司教文書がこれに対応して、非訟裁判権機能を縮小させたとは考え難いのである。

以下、司教代理判事のパリにおける出現過程、ついで、この職のもとに現れる人物について検討し、最後に、代理判事文書の文書学的分析を行いたい。

### 1) 司教代理判事制度の形成過程

パリ司教座教会関係の文書において、初めて *officialis* の用語に言及するのは、1200年の日付を持つ司教代理判事文書である。これ以前の時期にも、とりわけ司教文書中に司教側近は多く現れるが、この用語を付された者は誰もいない。この文書は、サン＝ラザール・レプラ院の13世紀の文書集のなかでのコピーとして伝わり、書式自体は、コロボラチオを欠くとはいえ、文体、用語とも、その後定着する完成形態を、この段階でほぼ示している。とりわけ、代理判事の職名のみで、個人名が現れていない点に注目したい。

*Omnibus presentes litteras inspecturis.*

*Officialis curie Parisiensis.*

*in Domino salutem. Notum facimus quod,*

*coram nobis constitutus, Garnerus de Belvaco, presbiter, voluit, laudavit partier et concessit venditionem quam Ascelina soror sua fecerat priori et fratribus domus Sancti Lazari Parisiensi de quadam domo cum ejusdem appendiciis sita apud Sanctum Dynonisiium de Farmen in censiva ejusdem Sancti Lazari ut dicitur. Promittens fide in manu nostra prestita corporali, quod contra dictam venditionem per se vel per alium non veniet in futurum et quod dictam domum garantizabit ad usus et consuetudines patrie, contra omnes illos qui sunt de parentela sua.*

*Datum anno Domini Mo CCo, die mercurii ante festum beati Thome apostoli.* <sup>(56)</sup>

1203年のモンマルトル修道院のための司教代理判事文書も、代理判事の個人名を欠く、同様な完成された形式であるが、コピーによってしか伝わらな

い<sup>(57)</sup>。しかしながら、同年のエルサレム騎士修道会のための文書は、オリジナルで伝来しており、同じく外層、および内層の両面で、古典的な形式を具備している<sup>(58)</sup>。とりわけ重要なのは、発給者欄に、個人名省略を示す特殊な記号を確認できること（代理判事文書が職権による発給であることを示す典型的特徴とみなされる）、コロバラチオに司教法廷の印章が告示されていることである（印章自体は断片が残るのみ）。

Omnibus presentes litteras inspecturis.

.. officialis curie Parisiensis salutem in Domino. Notum facimus quod

Willelmus et Johanna soror sua, filii defuncti Renaudi militis de Meivisio Frotgerii, de assensu et voluntate Osanne matris sue et Henrici mariti predictae Osanne, dederunt et concesserunt coram nobis in puram et perpetuam elemosinam domui et fratribus hospitalis Jersalem, medietatem trium modiorum et dimidii bladii quos percipiebant, ut dicebant, in granchia predicti hospitalis de Meysi. Promittentes fide in manus nostra prestita corporali quod contra predictam donationem per se vel per alium non venient in futurum.

In cujus rei testimonium ad petitionem dictorum Willelmi et Johanne sigillum curie Parisiensis presentibus litteris fecimus apponi.

Datum anno Domini Mo CCo tercio, mense junio.

しかしながら、1204年から数年の間は、これとはやや異なる状況がかいまみられる。1204年の日付を持つ次の文書は、エリヴォ修道院を受益者とする告示文書で、オリジナルで伝来する。

G. Parisiensis archidiaconus, Petrus de Mesons, magister Michael, officiales curie Parisiensis.

Omnibus ad quos littere iste pervenerint, salutem in Domino. Notum facimus universis quod,

constituti in presentia nostra Symon de Mestel, Hugo et Roes uxor ejus de Sancto Briccio laudaverunt et ratam habuerunt elemosinam quam Laurentius fecerat ecclesie Herivallis, videlicet domum suam et omnia que habebat apud Rocort et quicquid inde clamare, et super hec possent libere remiserunt, et justam guarantiam inde se portaturos fide interposita firmaverunt.

Quod ne valeat oblivione vel malignitate aliqua violari, tam sigilli domini archidiaconi quam sigillo curie Parisiensis fecimus confirmari.

Actum anno incarnati Verbi Mo CCo quarto.<sup>(59)</sup>

この文書は、同時期の司教による告示文書と類似の形式をもつが、ここでとりわけ重要なのは発給人欄である。ここで示される複数のパリ法廷の代理判事 *officiales curie Parisiensis* が、大助祭以外の二名とするなら、ここでは代理判事の名前が特定されていることになる。他方、コロボラチオにおいては、大助祭のそれとともに、司教法廷の印章が告示されており（この文書においても、印章は遺失）、代理判事の法行為は個人ではなく、職権に基づくことが明示されている。

1204年には、さらに他にも同様の特徴を提示する文書が伝来している。1204年1月の日付（現代暦では1205年1月）を持つサン＝マルタン＝デ＝シャン修道院のための告示文書もオリジナルで伝来するが、その発給人欄には、以下のように記されているのである<sup>(60)</sup>。

H. decanus et G. archidiaconus Parisiensis, aliique procuratores et officiales Parisiensis episcopi

興味深いのは、この文書のコロボラチオで予告されているのは、司教法廷の印章のみであって、発給者欄に記された参事会長や大助祭のそれへの言及がなく、印章自体も一つしか痕跡がないのである（刻印は遺失）。ここでの *procurator* や *officialis* は、固有の役職というよりもむしろ、司教側近聖職者全

体を指す用語なのであろうか。他方、この文書の内容は、1204年3月づけの司教文書で（現代暦では、1205年3月）、すなわち直後に、司教によっても告示されており、そこでは、この文書が司教法廷の印章が付されたものとして特に言及されているのである<sup>(61)</sup>。

代理判事に言及する次の史料は、パリ司教座教会の文書集でのコピーのみで伝来する文書で、史料集編纂者のゲラルドは（おそらくは発給者を念頭に）1206年ごろという年代を与えている<sup>(62)</sup>。この告示文書の発給人欄とコロボラチオには、以下のような言及がある。

Ego H. decanus et G. archidiaconus Parisiensis et M. et P. officiales Domini episcopi Parisiensis.

Ne igitur ista venditio possit in posterum infirmari, presens scriptum sigillorum presencium fecimus confirmari testimonio.

発給者欄では、ここでもパリ司教座教会参事会長、大助祭に加えて、さらに二名がイニシアルのみで言及されているが、次の代理判事（複数）が指しているのは、おそらく後者2名のみと考えられる（おそらく、前述の1204年文書に記されたピエールとミシェルであろう）。コロボラチオでは、1204年文書とは異なって複数の印章が予告されており、恐らくこれらは、参事会長、大助祭、そして司教法廷のすべて、あるいはどれかを意味すると推測されるからである（コピーによる伝来で、付された印章数を特定できない）。

司教代理判事単独での文書が、ほぼ継続的に発給されるようになるのは、1207年からである。同年の日付を持つ3通の告示文書は、二通がオリジナル、一通がコピーで伝来するが、いずれも複数の代理判事が個人名なく表現されている。形式は、一通のみ<sup>(63)</sup>、発給者欄では *officiales Parisiensis episcopi*、印章の言及は「我が印章」、他の二通<sup>(64)</sup> はそれぞれ、*officiales curie (domini) Parisiensis episcopi*、司教法廷の印章、と若干の相違があるが、全般的にはほぼ同様である。しかしながら、1200年から1203年の3文書を除いて、それまで

必ず複数形で表現されてきた代理判事は、1208年以後になると、一通の例外を除いて<sup>(65)</sup>、文書の発給者欄では単数形で現れるようになる。後に検討するように、この時期以後、代理判事文書はほぼ完成した形式のもとに、継続的に発給されるようになる。

以上の検討結果は、以下のようにまとめることができる。パリにおいて *officialis* という用語は、1200年という日付を持つ文書に初出する。しかしながら、13世紀初頭の代理判事の言及状況、代理判事文書の形式的特徴からすると、1200年から1203年にかけて伝来する3つの代理判事文書は、その形式のあまりの完成度、さらには1204年から1207年の状況を念頭におけば、伝来過程、あるいはオリジナル段階での年代の標記、転写ミスではないかという疑念をいだかせる。*Officialis* の用語はむしろ、*procurator* とも置換可能な、司教側近を漠然と指すものとして、1204年からまず数年間現れ、その後、1207年からは、代理判事単独での文書発給が継続的に行われるようになったが、当初は、複数で表現されることが一般的であった。1208年以後、個人名が記されるか否かに関わらず、代理判事単数による、規格化された形式による文書発給が定着した。

## 2) 代理判事とは誰か

私たちが、13世紀初頭のパリの代理判事について知ることができるのは、司教代理判事のみで、しかも文書中でこの肩書きが個人名に付加されているケースだけである。順に検討していこう。

1204年の文書には、ピエール・ド・メゾン *Pierre de Mesons*、およびマギステル・ミシェル *Michel* の二人が司教法廷の代理判事として現れていた（前述のとおり、1206年ごろとみなした前述の文書に現れる *M.* と *P.* の頭文字の司教代理判事も、彼らであろう）<sup>(66)</sup>。このうち、ピエールは、1205年の司教文書の中で、パリ司教座参事会員として言及されているほか<sup>(67)</sup>、12世紀末から、司教の礼拝堂司祭、あるいは司教文書の中で「余の聖職者 *clericus noster*」としてしばしば現れるピエールを彼に同定できるかもしれない<sup>(68)</sup>。マギステル・

ミシェルもまた、同じ1205年の司教文書に登場するが、ここでは、サン＝セヴランの大司祭 archipresbiter という肩書きを有している。この職は、新たに城壁でおおった結果できた都市パリの左岸領域に位置する小教区を全体として束ねる主席司祭にあたり、パリ大学とも密接な関係を伝統的に有することになる、パリ教会、都市パリ、そして大学にとっての重要役職である<sup>(69)</sup>。パリ司教の司教区行政、とりわけ都市パリの要の一つであるとともに、形成期の大学に属する教師、学生を大量に抱えた街区の教会トップが、マギステルという肩書きを有して、司教代理判事を務めていたことの意味は大きい。

1211年から1214年にかけて、アルノー Arnaud（あるいはエルノー Ernaud）なる人物が、ほとんどの場合、マギステルの称号をともなって現れる<sup>(70)</sup>。すでに検討したように、彼は、1209年および1213年の司教文書において、司教から委任を受けて、法行為者の誓約を受入れていた<sup>(71)</sup>。彼は、恐らく1214年および1216年に確認できる大助祭アルノー<sup>(72)</sup>と同一人物である。アルノーはまた、1201年の司教文書においては、socius nosterと呼ばれているが<sup>(73)</sup>、この表現は、さらに1189年の司教文書において、ニコラ、およびマギステル・フィリップというこの時期の司教側近にして、パリ司教座教会参事会員に与えられていた<sup>(74)</sup>。

1216年、1217年には、マギステル・フィリップという代理判事を確認することができる。1217年の言及は、自身が発給した告示文書<sup>(75)</sup>であるが、1216年の司教文書においても、以下のような記載があるのである。法行為者の甥が保証の誓約をなしたことが記された後、コロボラチオ直前の箇所では、パリ参事会員マギステル・ゴーチエ Gautier Cornu とパリ代理判事マギステル・フィリップが保証の誓約を行ったことが述べられている<sup>(76)</sup>。マギステル・フィリップについては、やや年代が離れるが、1182年から12世紀いっぱい、パリ司教座参事会員で、司教の clericus, socius として現れる前述の人物がおり、これは1189年以降の司教文書数通に言及があるマギステル・フィリップ・ド・グレーヴ Philippe de Grève と同一人物であろうか<sup>(77)</sup>。

1218年と1220年には、マギステル・エルバールが発給した文書が伝来する<sup>(78)</sup>。

残念ながら、彼については、他に情報が得られなかった。

以上の検討から、以下のような推測が導きだされる。断片的な情報ながら、司教代理判事のほとんどはパリ司教座教会参事会員を含む、従来からの司教側近であり、あるときから、代理判事の肩書きを得て、独自に文書を発給するようになった。しかしながら、すでに検討したように、パリ司教の側近たちは、司教権限の委任を受けて、法行為者の誓約を受入れていたのであり、代理判事は、少なくとも当初は、この司教側近グループと明確に区別されたとは思えない。

さらに、本稿でのこれまでの検討結果と合わせて考えるなら、パリ司教座教会の非訟裁治権と代理判事制度について、以下のような推測が可能である。

パリ教会の非訟裁治権は、12世紀後半から13世紀初頭にかけての司教による告示文書の発給の持続が表現するように、司教主導により、その側近を活用しながら行使されていた。1204年ごろ、この司教側近集団、あるいはその一部に対して、*officialis*という用語が用いられ、彼ら自身による文書発給が始まったが、当初は複数の代理判事が共同で告示行為にあっていたらしい。1207年ごろ、代理判事が単独で文書を発給し初め、この慣行は直ちに定着したように見える。しかしながら、司教代理判事文書の制度化は、ただちに、司教自身による非訟裁治権の行使を縮小させなかった。少なくとも1220年ごろまでは、パリ司教区の非訟裁治権は、司教主導で行われ、代理判事を含む司教側近が補助していたと考えられる。

それでは、1207年ごろの代理判事制度の実質的形成は、どのような状況によるものなのだろうか。司教ウードは、すでに述べたように、自身はパリ司教座教会出身ではないながら、前任司教モーリスの時代に端緒をみせた大事業を継承するとともに、司教座教会内の典礼改革など、さまざまな事業に精力的に取り組むなど、パリ司教座教会の制度化にとって重要な貢献を行った人物であった。40歳代の働き盛りでありながら、過労により1208年7月13日死去したとされる。司教代理判事制度は、司教文書数の激増が示唆する業務の過密化のなかで、彼の強いイニシアティブによるものと推測することが妥当であるように思われる。後任司教として選ばれたピエールもまた、パリ司教座教会内に



足がかりをもたない人物であったにも関わらず、パリ司教座教会、あるいは司教区行政において、混乱はおろか、なんらかの変化が生じた気配はまったくみられない。ウードの治世期に準備された制度が、司教の交代にも関わらず、順調に機能したものと考えられよう。

### 3) パリ司教座教会の代理判事文書の文書学的検討

最後に、この時期のパリ司教座教会の代理判事文書の文書学的特徴を検討しよう。ここでいう代理判事文書とは、代理判事が、単複を問わず、発給者として現れている文書である。他方、ここでは、司教代理判事の告示文書だけではなく、大助祭代理判事発給の文書、告示文書以外の文書も合わせて対象としたい。

すでに検討したように、ここで定義する代理判事文書のパリでの初出は1200年であり、さらに1203年の日付を持つ2通の文書が伝来する。しかしながら、1204年から1206年ごろの状況を勘案すると、外層および内層の両面にわたって、きわめて整った形式を持つこの3つの文書の年代には疑いが残る。とりわけ、このうち1通だけオリジナルで伝来する同年6月付けの文書<sup>(79)</sup>は、支持体、書体、書式など、外層および内層の特徴とも、1203年のものとしては、例外的な完成度を誇っており、やや異様にすら感じられる。ここでは、年代の誤記の可能性が大きいと考え、これら3通は1207年以降のものと考えたい。

オリジナルが伝来する代理判事文書34通は、すべて獣皮紙に書かれている。サイズは、縦が、最小60mm、最大225mm、平均110mm、横は、最小100mm、最大275mm、平均160mmで、4通を除いて、すべて横長である。行数も、最小6行、最大でも19行で、平均11行を超えない。罫線はよく見えないが、文字はほぼ均等に配置されている。書体は、この時期に特徴的なゴシック草書体である。

文書書式について、まずインヴォカチオを持つ文書は、代理判事文書にはない。インティチュラチオ欄は、officialis curie Parisiensisが基本で、1207年の事実上の初出以来、個人名が記載されないケースが多い。官職名自体もしばしば省略され、単複の区別がつかないが、複数形が明確に確認されるのは、1207

年の3文書だけである<sup>(80)</sup>。「法廷 curia」の表現は、1104年の大助祭との連名文書ですでに用いられており<sup>(81)</sup>、その後定着するが、ときに「パリ司教の代理判事 officialis episcopi Parisiensis」という表現もみられる<sup>(82)</sup>。インティチュラチオはほとんどすべて、in salutem in Dominoを代表とする挨拶書式、あるいはノティフィカチオと組み合わせられる。ノティフィカチオの標準的書式も、1207年にすでに現れている以下のものであるが、これに先立って、1204年の連名文書にも登場していた<sup>(83)</sup>。言うまでもなく、司教文書でも12世紀末以降標準となる、典型的には以下のような文言である。

Omnibus presentes litteras inspecturis; ... Noveritis quod<sup>(84)</sup>

代理判事文書は、告示あるいは紛争調停をその内容とする。後者の典型として、1215年文書の当該箇所を引用しよう<sup>(85)</sup>。

cum causa verteretur coram nobis inter canonicos Beati Dyonisii de Passu Parisiensis et leprosos de Fontaneto et fratres Vicennie ex una parte, et priore de Dyogilo ex altera, super quadam decima, in terra Johannis Habutleve et R. de Villari militis sita juxta pontem de Gonseinvilla, in feodo Petri Coqui, quam utraque pars suam esse contendebat. Tandem lite legitime inter eos contestata, receptis testibus ab utraque parte et diligenter examinatis attestationibus publicatis rationibus et allegationibus, huic inde propositis et auditis et juris ordine per omnia observato, die ad hoc statuta, dictam decimam pro sententiam difinitivam adjudicavimus predicti canonicis Beati Dyonisii de Passu Parisiensis et leprosis de Fontaneto et fratribus Vicennie, prefato priori de Dyogilo super hoc perpetuum silentium imponentes.

当事者間の紛争内容を特定した後、しかるべき手続きにしたがって、証人審査が行われ、司教代理による判決が課せられるが、最後に上訴を禁ずる文言が記されている。ここに見られる表現は、この時期の紛争調停文書の特徴づける

もので、代理判事文書のみの特徴ではない。

告示文書については、すでに検討した司教による非訟裁判権文書と同様である。第三者による法行為の告示を内容とするため、司教自身の法行為を直接告げる部分（ディスポジチオ）を欠く特殊な文書形式である。この際、これにかわる役割を果たすのがコロボラチオである。

コロボラチオは、従属節と主節に分解されるが、1200年までのパリの代理判事文書においては、従属節部分は、古典的な *Quod*、あるいは *Ut* で始まる文をなすもの<sup>(86)</sup>と、12世紀末以降の時期にはむしろ支配的な句をなすものが (*In cuius rei testimonium*)、全時期にわたって共存している。他方、主節においては、必ず、司教法廷の印章 *sigillum curie Parisiensis episcopi (nostri)* が予告される。司教法廷印章予告の初出は、前述のように、1204年の連名文書2通である<sup>(87)</sup>。

パリ司教法廷印章については、国立中央文書館所蔵の文書に付された印章を網羅的にリスト化したドゥエ＝ダルクのカタログでは、1246年10月文書に付された第1印章と、1255年12月文書に付された第2印章が取り上げられている<sup>(88)</sup>。そして第1印章として提示されている印章が、いくつか本稿で検討している時期の文書でも確認されるのである。

パリ司教法廷印章の現存するもっとも古い刻印は、1211年の日付を持つマギステルE（エルノー＝アルノー）の2文書にぶら下げられているもので、両者ともほぼ完全なかたちで伝来する<sup>(89)</sup>。図像は、右を向いて、ミトラ帽をかぶった人間の横顔で、3つの点にとりまかれている。銘文は、「パリ司教法廷印章+ *SIGILL CURIE PARIS. EPISC.*」である。裏印章はない。年代的に次ぎに司教法廷印章が確認できるのは、日付はないが1212年以後であることは確実な文書に付されているものである。この文書は、パリ司教座教会参事会の文書局長ジャンと代理判事アルノーの連名文書で、1190年の司教モーリス文書のヴィディムスである<sup>(90)</sup>。この文書の下部には、左に文書局長ジャンの、右に司教法廷印章が付されており、後者は、部分的に崩れているが、第1印章とみなしうる。ここでも裏印章はない。1213年の代理判事文書にも印章が残るが、

断片的で考察にたえないとはいえ、裏印章は同様にないようである<sup>(91)</sup>。さらに、1218年の2文書、1219年、1220年のそれぞれ1文書にも、同じ図像の印章が伝来する<sup>(92)</sup>。ドゥエ＝ダルクによると、第1印章の裏印章には、1246年製作という銘文があるというが、本稿で検討している代理判事発給の文書に付された印章を見る限りでは、少なくとも1220年代までは、裏印章はふされていなかったように見える<sup>(93)</sup>。

最後は、年代表記である。場所の記載は皆無で、化肉年のみ、「主の年 *anno Domini*」、あるいは「恩寵の年 *anno gratie*」のいずれかによって導かれて表示されている。月の記載は、早くも1207年の文書にあり<sup>(94)</sup>、1214年以後はほぼ一般化する。

## 結びにかえて

本稿での検討結果をまとめると、以下のとおりである。

1. パリ司教座教会において、13世紀初頭、少なくとも1220年までの時期において、非訟裁判権に関してもっとも大きな重要性を維持していたのは、司教自身であった。他の教会人を圧倒する量の告示文書を自らの名前で発給し続けるとともに、現場で、司教権限の委任を受けて、法行為の当事者たちから誓約を受入れる多数の司教側近を周囲に抱えていたのである。さらに、司教のもとでの誓約のみで、法行為の効力は保証されるという法理をも主張していた形跡がある。

2. 司教に次ぐ重要性を持っていたかもしれないのは、司教区を分割する大助祭区の責任者である大助祭であった。しかしながら、彼らの文書は、1220年の大助祭エチエンヌの文書を除外すれば、量的には必ずしも多くはなく、また、司教文書と特に区別される特徴も持たない。さらに、大助祭の文書は、しばしば他のメンバー、司教座教会参事会員ほかとの連名で発給されていた。

3. パリ司教座参事会員個人による、第三者の法行為の告示文書がごく少数確認される。しかしながら、より重要なのは、13世紀初めの時期において、彼らはむしろ、司教権限の委任代行者として、現場での法行為の立会、誓約の

受入れにおいて、重要な役割を果たしていたらしいことである。

4. パリ司教区における代理判事は、1204年に、パリ司教座教会参事会の役職者とともに文書発給者として現れるのが、事実上の初出と考えられる。この際、*officialis*は、*procurator*と同義で使われ、見方によっては、司教権限の被委任者すべてを指しうる表現ともみなしうる。しかしながら、1207年にはすでに、同時期の司教文書を模した簡潔の形式のもと、代理判事単独で告示文書を継続的に発給するに至っている。司教側近の中で、単独で、職権に基づく（代理判事個人名の欠落、司教法廷印章の使用など）文書発給を継続的に実施する存在として、明らかに別次元の制度化を果たしたといえよう。パリにおける、その直接の要因は、おそらくパリ司教ウードによる積極的な教会制度改革に求められるが、これは、12世紀後半にすでに成熟への道を歩んでいた、司教による非訟裁治権制度の継承と発展であったと考えられる。

本稿は、本来的には、北フランスにおける非訟裁治権普及において特別な重要性を持つパリを対象に、教会代理判事制度の形成過程を跡づけることを目標とするものであった。1230年代には、パリのシャトレにおいて、独自の手続きが始まっており、パリ教会の代理判事制度との関係が指摘されているため、司教座教会内の状況の解明が求められていると考えられたからである。結果的には、1220年以前の状況の検討に終始し、また、近年の非訟裁治権の機能研究において特に注目されている、複数の制度間の競合や役割分担の問題について、ほとんど触れることができなかった。さらに、王権と教会の制度が重要性を高めていく以前の時期においては、俗人領主の告示行為、とりわけその司教座教会の非訟裁治権との関係は、重要な検討課題となるべき問題と考えられる。これらの課題については、今後に委ねることとする。

刊行史料集（カッコ内は、本稿で採用した省略記号）

ALLIOT, J.-M., éd., *Cartulaire de Notre-Dame d'Etampes*, Paris/Orléans, 1888. (abbr.: Etampes)

BRIELE, L., éd., *Archives de l'Hôtel-Dieu de Paris (1157-1360)*, Paris, 1894. (abbr.: AHD)

COUARD-LUYS, E., éd., *Cartulaire de Saint-Spire de Corbeil*, Rambouillet, 1882. (abbr.: St-Spire)

- DE BARTHELEMY, E., éd., *Recueil des chartes de l'abbaye royale de Montmartre*, Paris, 1883. (abbr.: Montmartre)
- DE DION, A., éd., *Cartulaire de l'abbaye de Porrois au diocèse de Paris, plus connue sous son nom mystique Port-Royal*, Paris, 1903. (abbr.: Porrois)
- DE LASTEYRIE, R., éd., *Cartulaire général de Paris*, Paris, 1877. (abbr.: CGP)
- DEPOIN, J., éd., *Cartulaire de l'abbaye de Saint-Martin de Pontoise*, Pontoise, 1896, 2 vol. (abbr.: SMP)
- DEPOIN, J., éd., *Abbecourt-en-Pincerais, monastère de l'ordre de Prémontré, Recueil de chartes et documents, 1er fascicule*, Pontoise, 1913. (abbr.: Abbecourt)
- DEPOIN, J., éd., *Recueil de chartes et de documents de Saint-Martin-des-Champs*, Paris/Ligugé, 1912-21, 5 vol. (abbr.: SMC)
- DOUET d'ARCO, L., *Collection de sceaux*, Paris, 1863-68, 3 vol. (abbr.: Douet d'Arcq)
- DUFOUR, J., éd., *Le chartrier de la collégiale de Saint-Martin de Champeaux*, Paris, 2009. (abbr.: Champeaux)
- GUERARD, B., éd., *Cartulaire de Notre-Dame de Paris*, Paris, 1850, 4 vol. (abbr.: CND)
- GUT, C., Les actes de Maurice de Sully relatifs aux possessions parisiennes de Saint-Victor (1180-1196), dans *Huitième centenaire de Notre-Dame de Paris (Congès des 30 mai - 3 juin 1964). Recueil de travaux sur l'histoire de la cathédrale et de l'église de Paris*, Paris, 1967, pp.35-52. (abbr.: Gut)
- HOUTH, E., éd., *Recueil des chartes de Saint-Nicaise de Meulan, prieuré de l'ordre du Bec*, Paris/Pontoise, 1924.
- LEFEVRE, S. et FOSSIER, L., éd., *Recueil d'actes de Saint-Lazare de Paris, 1124-1254*, Paris, 2005. (abbr.: St-Lazare)
- MARION, A., éd., *Cartulaire du prieuré de Longpont*, Lyon, 1879. (abbr.: Longpont)
- MERLET, L. et MOUTIE, A., éd., *Cartulaire de l'abbaye de Notre-Dame des Vaux de Cernay de l'ordre de Cîteaux au diocèse de Paris*, Paris, 1857. (abbr.: Cernay)
- MORTET, V., Maurice de Sully, évêque de Paris (1160-96). Etude sur l'administration épiscopale pendant la seconde moitié du XIIe siècle, dans *Mémoires de la Société de l'Histoire de Paris et de l'Ile-de-France*, 16, 1889, pp.105-318. (abbr.: Mortet)
- MOUTIE, A., éd., *Cartulaire de l'abbaye de Notre-Dame de la Roche*, Paris, 1862. (abbr.: Roche)
- MULLER, E., éd., *Le prieuré de Saint-Leu d'Esserent. Cartulaire*, Pontoise, 1900/1901. (abbr.: St-Leu)
- POUPARDIN, R., éd., *Recueil des chartes de l'abbaye de Saint-Germain-des-Prés*, Paris, 1909/13, 2 vol. (abbr.: SGP)
- TERROINE, A. et FOSSIER, L., éd., *Chartes et documents de l'Abbaye de Saint-Magloire*, t. II et III, Paris, 1966/76. (abbr.: St-Magloire)

注

- (1) 私文書についての以下の概説が、私的な法行為の文書による保証という観点から、歴史的な位置づけを行っている。DE BOUARD, A., *Manuel de diplomatie française et pontificale. t. II. L'acte privé*, Paris, 1948, pp.227-292; BAUTIER, R.-H., L'authentification des actes privés dans la France médiévale. Notariat public et juridiction gracieuse, dans *Notariado público y documento privado, de los orígenes al siglo XIV. Actas del VII congreso internacional de diplomática, Valencia, 1986*, Valencia, 1989, pp.736-772. 日本語では、岡崎敦「非訟裁治権とはにか 一教会とフランス王権を中心に一」、岡崎敦編『西欧中世文書の史料論的研究 一平成22年度研究成果年次報告書一』、2011年、41-48頁。
- (2) 司教代理判事 officialis とは、司教によってその権限、とりわけ裁判事項の委任を受けた聖職者であり、司教法廷（あるいは司教庁 curia）を主宰し、司教代理判事の名において文書を発給する。一般には、12世紀から13世紀を通じて、各地の司教座教会において、ローマ＝教会法手続きの形成に対応して制度化されたものと考えられている。とりあえず、以下の教会法制度概説を参照。LE BRAS, G., *Institutions ecclésiastiques de la chrétienté médiévale*, Paris, 1959/64, pp.398-400.; GAUDEMET, J., *Le Gouvernement de l'Eglise à l'époque classique, IIe partie: le gouvernement local*, Paris, 1979, pp.166-171.
- (3) 「近代国家生成」研究に関するジェネの発言は数多いが、もっとも論点が明確なものとして、彼の学位論文の刊行版と『社会科学研究』誌掲載の論文のみを掲げる。GENET, J.-P., La genèse de l'Etat moderne: les enjeux d'un programme de recherche, dans *Actes de la recherche en sciences sociales*, 118, 1997, pp.3-18; Id., *La genèse de l'Etat moderne : Culture et société politique en Angleterre*, Paris, 2003.
- (4) CLAUSTRE, J., éd., *La dette et le juge. Juridiction gracieuse et juridiction contentieuse du XIIIe au XVe siècle (France, Italie, Espagne, Angleterre, Empire)*, Paris, 2006; ARNOUX, M. et GUYOTJEANNIN, O., éd., *Tabellions et tabellionages de la France médiévale et moderne. Actes de journées d'étude organisées par l'Ecole nationale des Chartes et par l'université de Paris-Diderot Paris VII (23 et 24 septembre 2005 et 7 septembre 2007)*, Paris, 2011.
- (5) DE BOUARD, A., *Etudes de diplomatie sur les actes des notaires du Châtelet de Paris*, Paris, 1910; CAROLUS-BARRE, L., L'organisation de la juridiction gracieuse à Paris, dans le dernier tiers du XIIIe siècle. L'Officialité et le Châtelet, dans *Le Moyen Age*, 69, 1963, pp.417-435.
- (6) Id., L'ordonnance de Philippe le Hardi et l'organisation de la juridiction gracieuse, dans *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 96, 1935, pp.5-48; id., L'ordonnance de Philippe le Hardi sur la juridiction gracieuse et son application en Champagne, dès 1280, dans *Revue historique de droit français et étranger*, 39, 1961, pp.296-303.
- (7) GRANDMOTTET, O., Les officialités de Reims, dans *Bulletin d'Information de l'Institut de Recherche et d'Histoire des Textes*, 4, 1955, pp.77-106.
- (8) BROUETTE, E., La plus ancienne mention d'un official d'archidiacre dans le diocèse de Liège, dans *Revue belge de Philologie et d'Histoire*, 51, 1973, pp.366-70.

- (9) FOURNIER, P., Etude diplomatique sur les actes passés devant les officialités au XIIIe siècle, dans *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 40, 1879, pp.26-331; id., *Les officialités au Moyen Age. Etude sur l'organisation, la compétence et la procédure des tribunaux ecclésiastiques ordinaires en France, de 1180 à 1328*, Paris, 1880.
- (10) GUYOTJEANNIN, O., Jurisdiction gracieuse ecclésiastique et naissance de l'officialité à Beauvais (1175-1220), dans M. PARISSE, *A propos des actes d'évêques. Hommages à L. Fossier*, Nancy, 1991, pp.295-310.
- (11) 岡崎敦「パリ司教と教会訴訟外事項裁治権（12世紀）」『七隈史学』4、2003年、1-17頁；岡崎敦「教会訴訟外裁治権の形成（12世紀）—パリ司教文書の分析—」『史淵』147、2010年、141-171頁。
- (12) 本稿で使用した史料は、稿末に列挙したパリ地方に関係する刊行史料集のほか、パリの国立文書館、パリ周辺の県文書館、国立図書館所蔵の手書き資料（オリジナル、単独のコピー、文書集など）の調査による。もっとも多くの未刊行資料を所蔵する国立文書館については、同館所蔵のさまざまな目録情報のほか、歴史テキスト研究所のスタッフが行った1220年までの網羅的なオリジナル文書調査カタログ（未刊行）を利用した。完璧な網羅性を主張することは不可能だが、現存する文書史料情報の大半は収集、チェックできていると判断するだけの根拠がある。
- (13) パリ司教座教会関係以外では、他の教会機関のほかに、俗人領主の文書も相当数確認できる。本稿では、これらについても一部取り上げるが、地域に共存する複数の非訟裁治権の間の相互、あるいは競合関係などの興味ある課題の検討は、まとめて別稿にゆずる。
- (14) 岡崎敦「パリ司教座教会参事会の印章（12世紀）」『西洋史学論集』39号、2001年、7頁。
- (15) *Gallia christiana nova*, t. VII, col. 78-86.
- (16) 12世紀までのパリ司教文書の文書学的特徴、ならびに変遷については、岡崎敦「パリ司教座教会の文書局（9-12世紀）」『史淵』123、1986年、39-76頁、を参照。
- (17) AHD, no 47.
- (18) 岡崎敦「パリ司教と教会訴訟外事項裁治権（12世紀）」、4-9頁。
- (19) *Gallia christiana nova*, t. VII, col. 86-90. ゴーチエの息子たちについては、BALDWIN, J.W., *The Government of Philip Augustus*, Berkeley/ London, 1986, pp.107-109.
- (20) Saint-Lazare, no 92.
- (21) AHD, no 49: "Cum autem dictus vir et mulier dicerent quod Guillelmum Marmerel militem habere non poterant, de cuius feodo census erat, nec haberent fidejussores, hoc tantum dictis fratribus suffecit quod Petrus et Isabel in manu nostra fidem posuerunt de venditione tenenda et de garandia."
- (22) 制度の概観、研究史を含めて、以下の拙稿を参照。岡崎敦「パリ司教区の大助祭（11-12世紀）」『西洋史学論集』32、1994年、1-20頁。大助祭文書については、岡崎敦「パリ司教座教会参事会の印章（12世紀）」、7頁も参照。
- (23) Arch.nat., S 6622A, no 21 (St-Lazare, no 74).
- (24) Arch.nat., S 6622A, no 20 (St-Lazare, no 75).



- (25) 非訟裁治権と訴訟は、ともに法廷に関わることで、また紛争調停文書にはしばしば当事者の一方による権利主張の放棄が記載されること、そしてなにより、12世紀後半以降の司教文書の大半が、主要な内容としてはこのどちらかであることなどの理由から、双方には深い関連が想定される。この意味でも、つい最近の論文で、12世紀後半のノルマンディにおける「最終和解」fineが、非訟裁治権との関係で論じられたことの意味は大きい。POWER, D., *En quête de sécurité juridique dans la Normandie angevine: concorde finale et inscription au rouleau*, dans *Bibliothèque de l'École des Chartes*, 168, 2010, pp.327-371.
- (26) Cf. 岡崎敦「パリ司教座聖堂参事会の形成（9-12世紀）—司教・参事会文書の検討—」『史淵』122、1985年、137-65頁；岡崎敦「パリ司教座教会参事会における共同生活（9-12世紀）」『西洋史学論集』34、1996年、1-27頁；岡崎敦「パリ司教座教会参事会の印章（12世紀）」。
- (27) 岡崎敦「パリ司教座教会の文書局（9-12世紀）」、56-58頁。
- (28) Arch.nat., S 6675, no 5 (St-Lazare, no 68). Cf. Douet d'Arcq, nos 8069 et 7777.
- (29) SGP, no 295（オリジナルは伝来せず、13世紀の文書集が最古のコピー）。
- (30) 岡崎敦「教会訴訟外裁治権の形成（12世紀）—パリ司教文書の分析—」、151-155頁。
- (31) St-Leu, no 55: "præfatus Paganus eam in manu Nicolai decani nostri redidit et Nicolaus vice nostra priorem Ademarum investivit."
- (32) Gut, no 1: "Eandem etiam vendicidnem laudavit Johanna, soror ejusdem Hugonis de Calvomonte, apud Esponiam, in presencia Gaufridi de Guiri, canonici Beate Marie, quem, vice nostra, ad hoc audiendum misimus." なお、この司教文書自体は、司教領の拠点の一つであるサン＝クルーで発給されている。
- (33) Arch.nat., S 2142, no 19: "Comitissa uxor sepepredicti Henrici et Guido filius eorum apud Essoniam, in claustro Sancte Marie de Campis, in presentia Andree sacerdotis ejusdem ville, qui vice nostra ad hoc audiendum affuit."
- (34) Arch.nat., S 96, no 16: "Hanc etiam venditionem Aalitia, uxor Johannis, et Elisabet, soror ejusdem, concesserunt, et juste garantie fidem prestiterunt, in manu Berneri, decani nostri de Mosterol, ad hoc agendum ex parte nostra missi."
- (35) Arch.nat., L 897, no 28: "Hoc idem affidavit Jaquelina, uxor sepepredicti Milonis, data fide in manu decani de Moysse ab hoc missi apud capellam de Ailli."
- (36) SMC, no 549: "in presentia Nicholai, Parisiensis canonici, et Hugonis, majoris nostri de Moissie, quos ad hoc audiendum vice nostra misimus... Ad quod audiendum et videndum missus est, ex parte nostra, Arnulfus, decanus noster de Moissi."
- (37) Arch.nat., S 2137, no 19: "Actum in presentia nostra Parisius ab heredibus prefate Marie, ab ipsa autem Maria apud Rodolium in presentia Herveri archipresbiteri, quem ad hoc audiendum vice nostra misimus."
- (38) Arch.nat., S 2137, no 3: "Eadem vero die apud Sanctum Clodoaldum mulieres predictorum venditorem, Erembergis, Maria, Ermenes predictam venditonem in presencia Richardi capicerii,

qui ex parte nostra ad hoc indendum interfuit, predictam venditionem laudaverunt et fide interposita garantisiam promiserunt.”

- (39) SGP, no 371: “super hoc fidem dedit in manu magistri Arnaudi officialis nostri, sicut ipse officialis nobis fideliter recitavit.”
- (40) Roche, no 16: “hoc concesserunt et quitaverunt coram dilecto nostro Bartholomeo, decano de Villa Peror, ad hoc a nobis specialiter destinato. Dicti vero Adam et Philippus fidem dederunt in manu dicti decani, sicut idem decanus nobis asseruit.”
- (41) St-Lazare, no 91: “coram karissimo fratre Willelmo, cantore Parisiensi, vices nostras gerente”
- (42) Arch.nat., S 2072, no 11: “coram magistro Thomas de Linais ad hoc a nobis (episcopo) specialiter destinato”
- (43) Bibl. Ste-Genevieve, ms. 356, fol.LII-LIIv (p.103-104): “in presentia magistri Arnaudi officialis nostri de mandato nostro constituti ... fide corporali in manu ipsius officialis prestita”
- (44) Porrois, no 21: “coram dilectis nostris Ernaudo et Stephano, archidiaconibus Parisiensibus”
- (45) St-Magloire, no 86: “coram dilectis nostris fratre Drocone capellano nostro et Alberico presbitero de Civilliaco ad id a nobis specialiter destinatis”
- (46) さらに、俗人文書における参事会員の立会の言及を付け加えることもできるかもしれない。司教座教会参事会員が、俗人の法行為に立ち会っていることは、当該法行為の関係者としてでなければ、なんらかの意味で「権威ある＝法的効力を高める証人」として位置づけられていた可能性がある。1195/97 (SMC, no 553); 1214 (Cernay, no 185)。
- (47) パリ司教の側近自体の直接の言及としては、1131年?の教皇文書が、司教に「2名あるいは3名のふさわしい聖職者」を持つことを許しているが (CND, III, p.184)、とりわけ司教文書中で *noster* の修飾をともなう官職名をともなって現れる大量の司教役人、側近を確認できるのは1171年以降である。Cf. 岡崎敦「パリ司教座聖堂参事会の形成 (9-12世紀) —司教・参事会文書の検討—」、149-150頁。
- (48) 1204年、シャトーフォールの主席司祭サロモンが、ある俗人のポロワ教会への譲渡を告示している (Porrois, no 3)。また、1217年のサン＝ジェルマン＝ロクセロワ教会発給の告示文書も伝来するが、これは同年の司教による告示文書とまったく同文である (Arch.nat., S 1822, nos 70 et 71)。
- (49) SMC, no 481.
- (50) SMC, no 556; cf. no 556bis.
- (51) SMC, no 642.
- (52) CND, I, p.253.
- (53) 注5および6を参照。
- (54) ユダヤ人とキリスト教徒の間の契約を保証するための王印璽である。この印章については、以下の文献を参照。Cf. BEDOS-REZAK, B., Les sceaux au temps de Philippe Auguste, dans R.-H. Bautier, éd., *La France de Philippe Auguste. Le temps des mutations. Actes du Colloque international, Paris, 29 septembre - 4 octobre 1980*, Paris, 1982, p.724.

- (55) パリの国立中央文書館所蔵の文書に付加された印章を調査したドゥエ・ダルクのカタログでは、パリの大助祭法廷印章は、1288年および1289年の文書に付されたもののみが掲げられている。Douet d'Arcq, nos 7493, 7494.
- (56) St-Lazare, no 64.
- (57) Montmartre, no 60.
- (58) Arch.nat., S 5095, s. n. (olim S 5093, no 38).
- (59) Arch.dep. Val d'Oise, 2H4, dossier V.
- (60) Arch.nat., S 1394, no 11 (SMC, no 622). さらに、この文書とまったく同じ発給人を持つ日付のない文書が、1210年の司教文書ヴィディムスのなかで伝来する。サン＝ヴィクトル律修参事会を受給者とするこの文書も、恐らく1204年、あるいはその前後のものであろう。Arch.nat., S 2125, no 45.
- (61) Arch.nat., S 1394, no 5 (SMC, no 623).
- (62) CND, II, p.121.
- (63) Arch.nat., L 765, dossier I. 5, no 34 (olim L 1198, no 21) (SGP, no 355).
- (64) Arch.nat., S 345A, no 57 (G, I, p.423); G, I, pp.422-3
- (65) 1214, Arch. dep. Val d'Oise, 2H4, dossier III. ただし、相当数のオリジナル文書では、代理判事の官職名は、省略形で表現され、単複の区別が定かではない。他方、個人名が明記される場合には、例外なく一人だけである。
- (66) 1204, Arch.dep. Val d'Oise, 2H4, dossier V; c1206, CND, II, p.121.
- (67) Arch.nat., L 876, no 110 (SMC, no 629).
- (68) 1189, capellanus episcopi, Arch.nat., S 294, s.n. (パリ参事会文書); 1191, clericus noster, Arch.nat., S 4182, no 31; 1195, clericus noster. Gut, nos 10, 11; 1195, clericus noster, SMC, no 549; 1196, clericus noster, Arch.nat., S 2137, no 3.
- (69) サン＝セヴラン教会については、とりあえず、つい最近刊行された概説を参照。BEAUMONT-MAILLET, L., *Saint-Séverin. Une église, une paroisse*, Paris, 2010.
- (70) 1211, Arch.nat., S 2147A, no 46; 1211, Arch.nat., S 2155A, s.n. (olim S 2154, no 21); 1212, SGP, no 406; 1212, CND, I, p.426-427; 1213, Arch.nat., L 908, no 43; 1213, XIIIe, Cart. Ste-Geneviève, Bibl. Ste-Genevieve, ms. 356, fol. CIIII-CIIIIv (p.207-208); 1214, Arch.nat., S 6627, no 3, dossier 6 (Saint-Lazare, no 96).
- (71) 1209, SGP, n° 371; 1213, Bibl. Ste-Genevieve, ms. 356, fol.LII-LIIv (p.103-104).
- (72) 1214, Porrois, n° 21; 1216, Arch.nat., L 876, no 82 (SMC, no 731).
- (73) SMC, no 583.
- (74) Mortet, no 26.
- (75) AHD, no 123.
- (76) Arch.nat., S 343, D/E, s.n. (olim L 466, no 9).
- (77) magister Philippe chanoine: 1182, Gut, nos 1 et 7, Montmartre, pp.210-29, 1187, Arch.nat., S 2082, no 13, 1189, Arch.nat., L 845, no 4, 1190, Arch.nat., L 908, no 62, Arch.nat., S 1176,

- no 6, Arch.nat., L 908, no 14c; clericus noster: 1189, Arch.nat., S 96, no 16, 1193, Arch.nat., S 4204B2, no 72; socius noster : 1189 Mortet, no 26; Philippe de Grevia, 1189, Arch.dép. Val d'Oise, 2H1, 1194, Arch.nat., L897, n° 28, 1197 S1918-3, 1201 SMC, n° 583.
- (78) 1218, Arch.nat., S 2074, no 21; 1220, Arch.nat., L 765, dossier 1, no 3 (olim L 1199, no 29).
- (79) Arch.nat., S 5095, s.n. (olim S 5093, no 38).
- (80) Arch.nat., L 765, dossier l. 5, no 34 (olim L 1198, no 21) (SGP, no 355); Arch.nat., S 345A, no 57 (G, I, p.423); G, I, pp.422-3.
- (81) Arch.dep. Val d'Oise, 2H4, dossier V.
- (82) Cf. 1207, Arch.nat., L 765, dossier l. 5, no 34 (olim L 1198, no 21) (SGP, no 355); 1211, Arch.nat., S 2155A, s.n. (olim S 2154, no 21); 1211, Saint-Merry, no 40; 1213, Arch.nat., L 908, no 43.
- (83) Arch.dep. Val d'Oise, 2H4, dossier V.
- (84) Arch.nat., L 765, dossier l. 5, no 34 (olim L 1198, no 21) (SGP, no 355).
- (85) Arch.nat., S 844, s.n.
- (86) cf. Quod ut memoriter teneatur in posterum (1211, Arch.nat., S 2147A, no 46).
- (87) Arch.nat., S 1394, no 11 (SMC, no 622); Arch.dep. Val d'Oise, 2H4, dossier V.
- (88) Douet d'Arcq, no 7001, 7002.
- (89) Arch.nat., S 2147A, no 46; Arch.nat., S 2155A, s. n. (olim S 2154, no 21).
- (90) Arch.nat., L 908, no 14c.
- (91) Arch.nat., L 1014, no 58.
- (92) Arch.nat., S 2074, no 21; Arch.nat., S 4366, no 36; Arch.nat., S 2105, no 12; Arch.nat., L 765, dossier 1, no 3 (olim L 1199, no 29).
- (93) ここで、驚くべき事実を付け加えておかねばならない。1216年7月、および1217年1月付け（現在暦で1218年）の2つのパリ司教文書では、いずれも本文では「余の印章」が予告されているにも関わらず、それぞれの文書下部にただ一つぶら下がっているのは、司教法廷印章である。さらにそこには、ドゥエ＝ダルクが第2印章のそれとして示す図像（二種類の百合の花弁と2つの点にはさまれた杖）を持つ裏印章が付されているのである。1217年付けの文書の裏印章には、ドゥエ＝ダルクの描写のとおり、明瞭に1253年の銘文が読み取れる。この事態については、13世紀後半に、なんらかの理由で、この2つの司教文書の印章（恐らくは司教印章）を、当時使用されていた司教法廷印章に付け替えたかと想定するほかないように思われる。1216, Arch.nat., S 1930, no 10.; 1217, Arch.nat., L 896, no 48.
- (94) Arch.nat., L 765, dossier l. 5, no 34 (olim L 1198, no 21) (SGP, no 355).

## 附記

本稿を、森本芳樹先生の思い出に捧げる。森本先生は2012年5月29日、東京のご自宅で逝去された。